

平成18年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成18年11月14日(火)

午後1時32分開会

開催日時	平成18年11月14日	開会 1時32分 閉会 2時33分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 委員長職務 代理者 委員	伊東 浄堯 亙理千鶴子 菊地 邦夫	委 員 教 育 長 伊藤 恒子 谷垣十四雄
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	教育部長 教育部次長 兼生涯学習課長 学務課長 庶務課長 指導室長 指導主事	本多 龍雄 石川 明 福田 協司 尾上 明彦 富士道正尋 風見由起夫	公民館長 図書館長 体育課長 庶務課長補佐 兼庶務係長 生涯学習課長補佐 兼生涯学習係長 文化財係長 中嶋 登 古屋 雅裕 林 文男 小野 朗 伊藤 信之 伊藤富治夫
調 製	主 事 山内 和子		
傍聴者 人 数	0名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	協議第 1 号	小金井市文化財指定の諮問について
第 3	議案第 2 9 号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例及び小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
第 4	議案第 3 0 号	小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則
第 5	報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 1 8 年度第 2 回小金井市奨学資金運営委員会の結果について</li> <li>2 小金井市立小中学校防犯カメラシステムの設置について</li> <li>3 平成 1 9 年度新入学児童・生徒について</li> <li>4 結核対策委員会の結果について</li> <li>5 平成 1 9 年度「放課後子どもプラン」について</li> <li>6 その他</li> <li>7 今後の日程について</li> </ol>



る小金井桜樹碑の拓本である。これは碑ができた当時に移されたもので、実はこの拓本が小金井観花詩画卷を書いた丸岡藩の有馬誉純家の文庫に入っていたものである。したがって、この2件については、関連する資料として一括して指定をしたいということである。

指定の理由である。中ほどに「この一巻は、文人大名家の文芸奨励の一端を示し、武家の花見風俗や文学的水準の高さを示す貴重な作品である」ということで、現在、小金井桜については、国の名勝に指定されている。そういった関係で、小金井市が所有している物件で名勝小金井桜を記念するものとしては一番すばらしい、学術的に価値のある作品としてこれを市の有形文化財に指定したいというのが指定理由である。

その内容についての写真が次にある。まず、小金井観花（こがねいかんか）という題字がある。その次のページであるが、小金井橋を中心とする水彩画がある。これは当時の実景である。そして、その次に、藩邸から小金井までの間の経路の紀行文がある。次に、家臣たちが、特に男性の家臣が書いた漢詩の詠草というか、短冊になったものが張られている。最後に、特に女性を中心とした侍女たちが小金井の風景をうたった和歌が21首張られている。

これが小金井観花詩画卷の内容である。

続けていく。次に、協議第1号資料2がある。こちらは、名称は、中山谷遺跡10号住居址出土土器群である。指定の種別は、小金井市文化財保護条例第4条第1項に規定する市指定有形文化財である。指定の基準については、小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱第2条第5号アに規定する各時代の遺物で学術価値の高いものということで、歴史資料という位置づけになる。所有者については小金井市教育委員会が所有ということで、現在保管し、文化財センターで展示をしている。

内容については、一括で7点ある。細かな大きさ等は、ここに書いてあるとおりである。

6番目の指定理由であるが、この土器は、縄文時代中期後半の加曽利E1式という土器であり、特に1番の資料は、前の時代のそういった文様のこういった要素をあわせ持っている特異な土器で、ほかに類例がないということである。土器形式の変遷の過程を示す貴重な資料であるということで、1つの住居址から出たこの7つの土器を一括して指定をしたいということである。

ちなみに1番の土器であるが、今、江戸東京博物館の通史展示室の中に展示している。それはレプリカとして展示しているが、こういったことで都民の目にも触れている、よく知られた土器ということである。

次に、第3件目である。名称は、中山谷遺跡23号住居址出土土器群である。種別は、先ほどと同様、小金井市文化財保護条例第4条第1項に規定する市指定有形文化財である。指定の基準については、小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱の第2条第5号アに規定する各時代の遺物で学術的価値の高いもの。歴史資料としての位置づけである。所有者も小金井市教育委員会である。

指定の内容であるが、これも7点を一括して指定をしたいと考えている。

指定の理由であるが、この土器についても、縄文時代中期後半の加曾利E2式という時期の非常に典型的な資料である。それと、特に1番の土器については、若干ひびが入っている程度で、ほぼ完形品である。こういった土器は非常に珍しい。それと、出てきた状態が住居の床に埋められていて、埋甕習俗と言っているが、こういった縄文時代の習俗を示すものとしても貴重だということで、一括して指定をしたいということである。特に1については、過去にも東京国立博物館の特別展示で2度ほど出品をしており、これもよく知られている土器である。以上3件、簡単であるが、指定の理由である。

以上である。

伊東委員長            ありがとう。事務局の説明が終わった。協議第1号について、質問、意見はあるか。

亘理委員長  
職務代理者            小金井と言えば桜であるので、そのことについての貴重な文献と読ませていただいた。特に家臣の漢詩文であるとか、和歌22詩の詠草に非常に興味を持ったが、54年3月の寄贈がなぜ今年度の有形文化財指定として上がってきたのかお尋ねする。

伊藤  
文化財係長            去年まで文化財専門委員会議と申ししていたが、その会議の中では、指定の優先というのは、市民から指定に関する申請があったもの、特に市の所有しているものについては、今まで1件も指定してこな



伊東委員長 順次やっていこうということか。

伊藤 順次やっていくということである。  
文化財係長

伊東委員長 とりあえず今回はこの何点かということ。

伊藤 そうである。一番目ぼしいものということ。  
文化財係長

伊東委員長 わかった。

それでは、協議第1号、小金井市文化財指定の諮問について、原案どおり文化財保護審査会に諮問することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 協議第1号、小金井市文化財指定の諮問については異議なしと認め、原案どおり諮問することにする。では、文化財係長、よろしく願います。

日程第3、議案第29号、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例及び小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とする。

谷垣教育長 提案理由であるが、特別職の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾上庶務課長 それでは、本件に関して、初めに、2本の条例改正に至った間接的な理由等を概括的にご説明する。

平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されている。当該法の改正内容であるが、副知事及び助役制度の見直し。これは市町村の助役にかえて副市町村長を置くといった内容であるとか、吏員制度の廃止、あるいは財務に関する制度の見直し、また収入役制度の見直しが図られ、収入役を廃止し、かわりに会計

管理者を置くという形にいたしましたものである。

本市における教育長の給料、通勤手当、期末手当、退職手当に関しては、本議案の条例等により定めており、特別職の給与に関する条例の規定を準用いたしている。とりわけ教育長の給料月額などは、この特別職の給与に関する条例に定めている収入役の条文を引用する形でつくられているところである。

このたびの自治法改正に伴い、収入役の規定が削除されるなどの内容で特別職の給与に関する条例が改正され、したがって引用していた条文がなくなるということで、この当該条例について所要の改正を図るということである。

それでは、具体的に改正内容について議案資料の新旧対照表でご説明させていただくので、お手数であるがお開きいただきたいと思います。

初めに、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正である。まず、第1条である。現行条例、対照表の右側の記載部分であるが、括弧でくくる部分が非常にわかりづらくなっているので、この規定の整備を図るということである。

それから、第2条第1項である。前段でご説明したが、教育長の給料は、特別職の給与に関する条例の別表第1に定められている収入役の給料月額を引用していたが、この収入役の廃止に伴い、直接的に明示する表記に改めている。第2項については、この第1項の改正に伴い、条例番号の付記など、規定の整備をいたしましたところである。

続いて、新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正である。

この第1条については、引用した条例の条例番号を付記している。

それから、第2条は教育長の退職手当について定めているが、この支給割合については、同条のただし書にある特別職の給与に関する条例の第5条の4第2項第3号、これは実は収入役の規定である。今お示ししているのは現行条例のほうであるが、この規定が削られてしまうことに伴い、改正後の特別職の給与に関する条例の副市長の規定を引用して、読みかえて規定を整備するという内容である。

非常に雑駁であるが、内容については以上である。

伊東委員長

ありがとう。事務局の説明が終わった。議案第29号について質

問、意見はあるか。よろしいか。

議案第29号、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例及び小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 議案第29号、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例及び小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部を改正する条例については異議なしと認め、原案どおり市長に申し出るものとする。願います。

それでは、日程第4、議案第30号、小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題とする。

谷垣教育長 小金井市公共施設予約システム導入に伴い、規定の整備を図る必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、体育課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

林体育課長 それでは、議案第30号、小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明する。

改正の理由は、栗山公園健康運動センターについても公共施設予約システムが導入されることになり、それに伴う規定の整備を図るためのものである。

改正内容については、新旧対照表により説明させていただく。

初めに、第2条第2項、用語の整備である。

次に、第2条の2、貸切使用者の登録の条項を新設し、センターを貸切使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会に貸切使用者としての登録をしなければならないと規定した。

次に、第3条第1項、用語等の整備であり、申請について、教育委員会に申請書を提出し、承認を受けなければならないと規定していたものを、教育委員会の定める方法により申請書を提出しなければならないと改正した。ここで言う教育委員会の定める方法とは、公共施設予約システムによる方法であり、内容については要綱により規定している。

次に、現行規則の第4条第2項、申請が重複したときの協議、または抽選の規定を削除した。システム導入後はシステム上で抽選を行うこととなり、この部分についても要綱で規定している。

以下、すべて用語の整備である。

施行期日であるが、公布の日から施行するとしており、本日ご議決いただき、明日、平成18年11月15日公布、同日施行と考えている。なお、要綱についても同時に施行し、明日の11月15日から登録の受付を始める予定でいる。

なお、経過措置として、平成19年4月1日以後の使用分について適用することになる。

以上である。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊東委員長

ありがとう。質問はあるか。

体育課長、1つお伺いしたいが、「貸切使用者として登録をしなければならない」という項目があるが、これはどういう形で登録するのか。例えば社会教育団体であるとか、それから体育協会に所属しているとか、そのようなことか。

林体育課長

登録の形は、市内団体と市外団体の2種類になっている。

伊東委員長

どういう活動をしているとか、そういうのは自由なわけか。

林体育課長

施設が限られるので、栗山公園の施設の場合は、貸切使用できるのはプールと、それからグリーンフィットネスルームになるので、おのずとその施設で利用できる形の活動をしている団体ということにはなると思う。

伊東委員長

何かご質問はあるか。

よろしいか。

議案第30号、小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則は原案どおり可決することにご異議ないか。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 議案第30号、小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則の一部を改正する規則については異議なしと認め、原案どおり可決する。よろしく願います。

日程第5、報告事項になる。順次担当の方から報告をお願いする。

尾上庶務課長 それでは、初めに平成18年度第2回小金井市奨学資金運営委員会の開催結果についてご報告する。

第2回的小金井市奨学資金運営委員会であるが、10月25日に開催され、来年度の本市の奨学資金の運営に係る市長の諮問についてご審議をいただいた。運営委員会8名のうち、教育委員会から互理委員長職務代理者並びに伊藤委員にご出席をいただいた。

運営委員会の進行であるが、平成18年度の奨学生及び奨学資金の状況をご報告し、平成19年度の奨学資金の運営について審議に入った。

市長の諮問に対する答申の内容である。まず、奨学資金月額及び選定者数については、本年度と同様に高校生及び高等専門学校生第1学年から第3学年までは月額9,600円、選定者数35人。それから、大学生及び高等専門学校生第4学年及び第5学年は、月額1万1,600円、選定者数3人とされた。次に、選定基準及びその配分であるが、平成18年度と同様とし、配分についても引き続き学業成績50点、家計状況40点、特殊事情10点とした。また、特殊基準のうち、主たる生計維持者の失業についても景気動向の低迷等を勘案し、今年度と同様に5点から8点に引き上げて適用するものとしている。

なお、本年度から奨学資金支給事業の評価の観点からも奨学生からのレポートの提出を求めている。運営委員から奨学生募集の際に当該事業の紹介という意味から奨学生のレポートを募集要綱、あるいはホームページなどに掲載しないかというご意見もあった。ただ、掲載の件については、レポートの性格であるとか方法、あるいは個人情報にもかかわることがあるので、事務局としては慎重に検討するという考えをお示ししているところである。

報告については以上である。

伊東委員長 ありがとう。何かあるか。

報告事項2、小金井市立小・中学校防犯カメラシステムの設置についてお願いします。

尾上庶務課長　それでは、防犯カメラシステムの設置についてである。本日、資料として小金井市立小中学校防犯カメラシステムの設置及び運用に関する要綱をご配布させていただいているので、お目通しをいただきたいと思う。

これは近年、学校への不審者進入事件が大きな問題となっており、平成17年2月に大阪府寝屋川市の小学校で教職員が殺傷される事件が起き、東京都は青少年・治安対策本部を中心に学校への不審者進入を監視するため、平成18年度中に東京都内のすべての公立小学校の校門などに防犯カメラを設置する方針を掲げ、都が設置費の半分を補助する制度を新設した。

補助事業の中身であるが、防犯カメラの未設置の小学校への100%設置を目指すとし、それから次に養護学校、幼稚園、中学校の順に優先づけをしている。当該補助金の額であるが、1校当たりの事業費の2分の1以内で、補助金額の上限を75万円としている。私も教育委員会でも、設置について積極的に取り組むといたしており、設置にかかる費用を計上した補正予算も9月議会でご議決をいただき、それから10月20日に開催された小金井市情報公開・個人情報保護審議会にも諮問し、審議会の承認をいただいているところである。

今後、防犯カメラシステムの設置、運用については、本日ご配布した要綱に基づき、個人の尊厳に由来する基本的人権としての個人の権利の保護、いわゆるプライバシー権の保護、それと同時に学校敷地内の不審者の進入による犯罪を抑止する効果が高い防犯カメラシステムの設置との調和を図りながら、学校内での児童・生徒等の安全を確保していきたいと考えている。

今後のスケジュールであるが、カメラの設置位置、あるいはシステム設置場所について学校との調整も進めている。また、市民、あるいは児童・生徒の保護者などへの周知を図るべく、12月1日号を予定しているが、市報の掲載、あるいはホームページ、学校での保護者へのお知らせということで順次行っていきたいと考えている。

実際の設置であるが、中学校は12月下旬から、小学校は来年1月中ごろから順次施工していきたいと考えている。

以上である。

伊東委員長        ありがとう。何かあるか。  
防犯カメラは学校の敷地内ということだが、建物の中は考えられるのか。

尾上庶務課長      建物の中というよりは、校門から学校の昇降口の受付までの範囲は考えているが、校舎の中は考えていない。

伊東委員長        何か所設置か。

尾上庶務課長      複数である。

伊東委員長        複数というのは。学校によって違うのか。

尾上庶務課長      そうである。

伊東委員長        では、3か所のところもあれば5か所のところもあるということか。複数ということは、最低2か所のところもあると。

尾上庶務課長      基本的に複数でと考えているが、施錠しているところは除いているので、そういうことを考えると、1か所というところもあるのかなと考えている。

伊東委員長        防犯なので、施錠しているところから乗り越えてということも考えられる。

尾上庶務課長      そうすると全包围網という感じである。先ほどご説明した寝屋川の事件は校門から入ってきている。基本的に都の方針等々もしんしゃくし、校門付近という形で考えている。

伊東委員長        せっかくつけるなら、もう少し安心して使えるような、ある程度網羅できるようなものにしていかなければいけないのではないかと思う。

尾上庶務課長 基本的に子ども達の安全確保の1つの方法でしかないので、すべてこの防犯カメラに依拠するという考え方でなく、本来、子ども達の安全確保は、地域の方々のご協力を得ながら行っていきたいという形を考えている。今も地域の方々のご協力を得ている部分もあり、それとあわせてという形になるので、すべてこの防犯カメラでフォローしようというところは限界があるのかなと考えている。

菊地委員 たくさんあったほうがいいのではないかな。

伊藤委員 作動する時間帯に決まりはあるのかな。

尾上庶務課長 第1条に目的があるが、基本的に児童、あるいは生徒、教職員、保護者がいらっしゃる時間帯と定めている。

伊藤委員 管理者がスイッチか何かを入れて作動させるということか。

尾上庶務課長 あまりさわらずにタイマーでできるような形が適切なのかなと考えている。1週間は記録される。記録簿などを設置する必要もあると考えているが、個人情報を取り扱う関係があるので慎重にしたいと考えている。

伊東委員長 例えば日曜日にガラスを割られたとか、夜、部外者なり、その中の子どもたちが来て学校のガラスを割ったとか進入したとか、そういうことだって1つの防犯ということにもつながるのではないかなと思うが、その辺はどうお考えか。

尾上庶務課長 目的のところにあるが、要するに学校が運営されている時間帯があるので、土曜とか日曜とか学校休業日、あるいは夜間は録画しない。これは個人情報保護審議会でも、夜中は録画しないのか、ご質問をいただいたが、それは今回の防犯カメラシステムの設置の目的から考えて、施設の防犯という観点には立っていないということである。

伊東委員長 同じつけるのなら、そこまでできたほうがいい。

尾上庶務課長　　そういうご意見もいただいたが、視点は学校の中、授業とかを含んだ形で子どもたち、あるいは教職員がいる時間だけと限定している。

伊東委員長　　それは夜使ってはまずいのか。

尾上庶務課長　　使う用意はない。まずいというか、設置の目的を限定しているので、そこまでは考えていない。つまり、使うことによって、個人情報との関係もあるが、本来、防犯上の観点、犯罪上の問題でどうかという論議もあるのかなと思うが、基本的に個人情報を遵守するという形と学校の活動時間にいる児童・生徒たち等を守る、安全を確保するという視点で設置をすると考えている。

伊東委員長　　それは夜使ってはいけないのか。

尾上庶務課長　　基本的にそういう形になる。

伊東委員長　　使えたほうがいいのではないか。

尾上庶務課長　　その設置目的のバランスという意味では考えはない。

伊東委員長　　個人情報といっても、夜はほとんど人がいないわけだ。夜進入してきた人に個人情報はあまり必要がないような気もする。電気代がもったいないと言うのか。

尾上庶務課長　　電気代についてはあまり考えていなかった。

本多教育部長　　この防犯カメラの運用については、学校敷地内における児童・生徒、教職員の安全の確保というところで目的を限定しており、通常、学校が開いている時間という形で防犯カメラを設置するというところで、1つにはそれを設置されていることによって抑止力効果を期待している。要綱を変えれば24時間という形もできるが、こちらのほうとしては、学校が授業を行っている、児童・生徒がいる時間、安全を確保するという観点から防犯カメラを設置するというようにしている。

伊東委員長 補助金の関係か何かでそうなるのか。それは教育環境を守るとか、一言入れればすべて網羅されるのではないか。

尾上庶務課長 基本的に録画することがメインではない。記録することは主にしていない。つまり、そうなると、それを見ている教職員がいるわけで、基本的に見ている人間もいなくなるので、夜は機械警備になるから、ガラスを割って進入する者に対しては遠方監視システムという装置、機械等もあるので、それについては対応できると思う。この防犯カメラシステムをそのような意味まで広げるということはまずないということが1点と、それから教職員が見守りをするものかわりになるという部分でしか見ていない。つまり、我々としては、変な話だが記録をしたくない、保存をしたくない。要するにいろいろな人が入るので、基本的にそれを見ている人がいるということを前提として設置をするということであるので、誰もいないところでそれを映す必要性はないと考えている。

菊地委員 そうすると、ずっと誰か見ている人がいるということになるのか。

尾上庶務課長 そうである。

菊地委員 職員が一人構えているということか。

尾上庶務課長 ずっと見ていなければならないものではなく、警報ランプが回ったときだけ見るという形である。つまり、ずっと見ているということになると、いっそのこと人を雇ったほうが早いので、そこに立たせておいたほうがよっぽど有効である。先ほどの繰り返しになってしまうが、そこは1つの方策としてやっている。つまり、完全に固めてしまって、ガードしてしまってというところは考えていない。

伊藤委員 私も警報ランプのことについて伺いたい。人が通れば警報が鳴るということで、誰かが通ったんだなど、誰かがそこに注意をする。だから、不審者かどうかわからなくても警報が動くということか。

尾上庶務課長 はい。

伊藤委員 わかった。

伊東委員長 申しわけない。いろいろと細かく伺った。

尾上庶務課長 とんでもない。ありがとう。

伊東委員長 ほかにいいか。

それでは、報告事項3、平成19年度新入学児童・生徒について。

福田学務課長 それでは、報告事項3、平成19年度新入学の児童・生徒についてご報告させていただく。

19年度の学級編制に向け、児童・生徒数を推計している。これは住民基本台帳から対象者を抽出し、過去4年間の新1年生の市立小・中学校への入学率をもとに予想される児童・生徒数及び学級数を推計したものである。

お手元の資料3の中で、推計した平均の入学率は、小学校が90.80%。これは昨年が89.00%である。中学校は73.52%。昨年は74.95%である。それと、右側の18年5月1日の学校基本調査の数字と比較した。小学校の新1年生については825人。18年5月1日現在が909人。84人減ということで、学級数についても25から27、2学級が減となる。また、中学校については739人。これが18年5月1日が686人であるので、53人増で、クラスについては21のままという見込みをとった。1学級当たりの平均の児童・生徒数を新1年生で見ると、小学校では33人、これは昨年は32.9人である。それから、中学校では35.2人。昨年は35.3人と、ほぼ昨年と同数の状況にある。ただ、昨年度との推計、それから18年5月1日の学校基本調査を比較してみると、小学校だと18年5月1日、909人という人数が出ているが、実際、そのときの推計が825人である。

伊東委員長 そんなに増えているのか。

福田学務課長 4年間の推計でかなり綿密かと思うが、突発要因というか、いろ

いろいろな意味で、マンション建設とか、もろもろを含め推定しても違ってくるという状況がある。そういう意味では、例えば国私立の入学率を見ると、小学校については、18年度は8.1%。ただ、その前年が8.6%と、少し国私立に行く分が減少しているのかなど。中学校については、18年が27.1%、17年が24.9%。中学校については増えているということで、そのようなところが微妙に影響し合い、実態としては、小学校が増で、中学校がそのままという状況かなと思われる。さらに一層、例月の移動関係を把握し、19年度の学級編制にきちんと努めていきたいと考えている。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。いいか。何か。

続いて、報告事項4、結核対策委員会の結果についてお願いします。

福田学務課長

これについては、報告事項4資料になる。お手元に平成15・16・17・18年度精密検査受検理由・精密検査結果比較一覧がある。これは平成15年からはじめた結核検診に関しての方式であるが、お隣の府中市と合同し、府中市・小金井市合同結核対策委員会を立ち上げ、結核専門のドクター、保健所長、それから私どもの学校養護の教諭、またその担当の校長等と府中、小金井の事務局とあわせて対策委員会を設けてやっている。

小学校については、18年度、精密検査の対象が18名いた。ただ、そのうちの2名の保護者から受検をしないということでお申し出があり、お一人はご返事がなかったので、結果的には15人の方が精密検査を受けられて、全員が異常なしということであった。中学校に関しては、この表で見えないが、精密検査の対象者はいなかった。

下の欄の問診表の回収率、精密検査対象者率、それから精密検査受検率、未受検率については、15年から18年の4年度間について99.6、99.7ということで、ほぼ100%に近いものがある。そして、精密検査の対象者についても、15年の46名から18年の18名ということで減ってきており、率としては、15年度の半分を切る、0.3%という率になる。そのような結果、精密検査の受検率が83.3%という状況になっている。

この結核対策委員会方式の検査については、来年度も同様な形で

継続するというので東京都のほうから指示が来ている。

以上である。

伊東委員長 よろしいか。菊地先生、いいか。

菊地委員 はい。

伊東委員長 それでは、報告事項5、平成19年度「放課後子どもプラン」についてお願いします。

伊藤生涯学習  
課長補佐 平成19年度の放課後子どもプランであるが、文部科学省と厚生労働省とが連携し、放課後の子どもの安全な居場所を確保しようとするものである。小金井市では学校5日制に伴い、平成14年から土曜クラブ、あるいは地域子ども教室などの名称で、主に土曜日に子どもの居場所づくりを実施して4年半の実績がある。昨年の実施状況であるが、事業数は延べ440回、子どもの参加数は1万641人、ボランティアの参加が1,752人となっている。大変多くの市民に支えられている状況である。来年度は、要綱等は未定であるが、国、都の補助事業となる予定である。小金井市としては、子どもたちの安全な居場所の確保と地域づくりの観点から、これまでの事業に加えて、各小学校での平日放課後の校庭開放事業を検討しているところである。

以上である。

伊東委員長 ありがとう。

これは補助事業となると今までと少し変わってくるのか。ほかの市などは、放課後のやり方は大分いろいろなやり方をしているようだが、例えば空き教室を利用するとか、市によってはプレハブまで建てて放課後プランをやっているようだが。

伊藤生涯学習  
課長補佐 新たな設備をつくるということでは予算上の措置がまだないので、放課後の校庭の活用ということで新たに実施したいと考えている。

伊東委員長 雨が降った場合はやらないと。

伊藤生涯学習 状況により、学校と相談し、体育館等を使えるような状況があれば、そちらのほうで実施をするといったことも想定はされるが、実運用に関しては運営委員会を設置し、その中で決定していくことになるかと思う。

伊東委員長 わかった。  
ほかによろしいか。  
それでは、その他に移る。

風見指導主事 それでは、いじめ防止の取り組みにかかわる小金井市の対応ということでお話しさせていただく。

報告事項資料として1枚資料をおつけした。こちらのほうの資料は、北海道滝川市、福岡県筑前町の小・中学生の自殺の報道が出た後、小金井市として「いじめ防止にかかわる指導の充実について」ということで各小・中学校に指導を充実するようにと通知を出したものである。

この資料の裏側には、10月18日付の読売新聞があるが、近隣の市に先駆けて小金井市、三鷹市等で早々にいじめについての防止のための通知を出したのが新聞記事に載っている。

通知文だけではなく、その後、定例校長会、生活指導主任研修会等でいじめ防止の取り組みの徹底を資料を用いてお願いしている。また、指導室訪問等の学校訪問の際にも時間を割いていただき、いじめ防止についての具体的なお話をさせていただいているところである。

その後、文部科学大臣あてにいじめが原因による自殺にかかわる文書が届いたが、それ以降は11月8日に東京都の教育長緊急アピールを各小・中学校に配付し、すべての児童・生徒に配付するようお願いした。また、11月9日には小金井市独自のリーフレットを作成し、「いじめはゆるさない、かけがえのないのち」という題で児童・生徒用のリーフレットの配付をした。こちらのリーフレットは、現在、教育委員会のホームページに掲載している。あわせてそのホームページ上にいじめ対策本部のメールアドレスを載せ、メールにていろいろな情報が入ってくるようにした。現在、子どもたちからのメールはないし、そういったたぐいのものはない。

また、いじめが原因による自殺にかかわる文書で予告されていた

11月11日土曜日には教育委員会で対策本部を設置し、各小・中学校の管理職にも学校で待機していただくようお願いし、午前、午後と2回巡回し、異常なしということでこの日は終えている。現在もさまざまな機会を通じていじめに対する取り組みを各学校をお願いしているところである。また、各学校では、いじめのサインを見逃さないように、いじめについての話を学校だよりに載せて、地域、保護者にも呼びかけているところである。

以上である。

伊東委員長            ありがとうございます。いじめについて、いいか。

11月11日土曜日は大分遅くまで、皆さん、対策本部ということでもいらしていただき本当にご苦労さまであった。いじめがあるようだが、これが無事解決してなるだけ限りなく少ない、そういうことがないような小金井市の学校であるようにしていただきたいと思う。よろしく願います。

その他あるか。

中嶋公民館長        第44回東京都公民館研究大会について、12月3日開催される。

11月10日時点で、参加者数は416名となっている。また、参加者が第1から第8課題別集會に希望されているとおり、全員が第1希望の課題別集會に参加ができるよう現時点でしている。当日は、教育委員会各課からの協力を得て、遺漏のないようにとり行いたく準備をしている。

本日、委員の皆様には江戸東京たてもの園と小金井市立はげの森美術館の中村研一回顧展招待券をご配付している。これは第44回東京都公民館研究大会に参加される各市関係者に主催市の地域資源を知っていただくため、江戸東京たてもの園と市民文化課からのご協力をいただき配付をするものである。

なお、中村研一回顧展は、期限が11月26日となっているので、事前に加盟各市には送付して配付を依頼している。期限までにご観覧いただきたい。次回教育委員会で直前の状況をご報告させていただく。

以上である。

伊東委員長            ありがとうございます。お忙しいだろうが、ひとつ頑張ってよろしく願います。

する。

中嶋公民館長      ありがとう。

伊東委員長      その他あるか。

伊藤生涯学習  
課長補佐      2点ほどあるが、1点は、成人式の準備状況についてご報告する。  
平成18年度の成人式は、平成19年1月8日月曜日、成人の日に、公会堂が廃止になったのに伴い、中央大学附属高校の講堂をお借りして実施する予定である。現在、実行委員5人を中心に準備中である。新成人への案内は11月末に発送する予定である。新成人の案内状にも記載しているが、マナーを守っていただくようお願いしている。実施に当たっては、会場が教育施設であるということを十分注意し、実施する予定である。なお、新成人の対象であるが、11月6日現在で1,306人である。

それから、2点目、社会教育委員の管外視察についてご報告する。平成15年に「学校5日制に伴う地域教育力の活性化について」という提言をいただき、その中において地域教育会議についての検討をしたらいかがかという提言をいただいている。それに従い、地域教育会議の先進市である川崎市を視察するため、11月28日火曜日、川崎市の菅生中学校と臨港中学校の2校を、社会教育委員と事務局で訪問する予定なのでご報告する。

以上である。

伊東委員長      ありがとう。

その他あるか。

亘理委員長  
職務代理者      9月から一中、二中で給食の調理業務が民間委託になったが、子どもたちや保護者の反応はいかがか。

福田学務課長      ご心配いただきありがとうございます。9月から3月目に入っているが、事故のような形の報告は全くない。私も数回給食に参加させていただいたが、学校給食の場合、回転がまという大きなかまで大量の米を炊くので、最初は若干やわらかいかなという感じはあったが、昨今は、カレーはカレー用の御飯のかたさであるとか、それぞれおいし

さが今まで以上に増してきているかと思う。学校においても、生徒からのアンケートであるとか、あるいは保護者の試食会の中でのアンケートなどをとっていただいているが、その中でも味についてはおいしいと。また、例えばフルーツをつけた場合に、今まではフルーツのお皿がなかったがつけてあるとか、あるいはヨーグルト用のスプーンがついているとか、委託の業者さんがそれぞれの今までの経験の中からよいアイデアを出していただいて給食の中身をお考えいただいているのかなと、そのような報告を受けている。ますます子どもたちが喜んで食べてもらえるような給食にしていきたい。それがまた小金井市の給食として全国に広がっていけばという思いでいる。

以上である。

伊東委員長 亘理委員、よろしいか。

亘理委員長 今、手元に一中のアンケートがあるが、給食の味について、変わらない65%、おいしくなった13%、あわせて78%の生徒が満足しているが、前のほうがよかったというのが22%、5分の1。これをどう見るかだが、今おっしゃったようにもっともっと頑張つて子どもたちが喜ぶような給食にしていきたいと思う。

福田学務課長 ありがとう。

伊東委員長 よろしく願います。  
その他あるか。いいか。  
それでは、今後の日程をお願いします。

小野庶務 それでは、教育委員会の今後の日程についてご報告申し上げます。  
課長補佐 11月30日木曜日、午後1時30分から第12回教育委員会をここ801会議室で開催予定である。続いて、12月3日日曜日、午前9時半から第44回東京都公民館研究大会を小金井第二中学校体育館で開催する。全委員のご参加をお願いします。続いて、来年になるが、平成19年1月9日火曜日、午後1時30分から平成19年第1回教育委員会を801会議室で開催予定である。1月16日火曜日、午後2時から東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理

事会・理事会が東京自治会館で開会予定である。委員長のご出席をお願いする。1月19日金曜日、予定であるが、午前9時から平成19年度一般会計予算の教育委員会意見聴取が庁議室で行われる予定である。全委員のご出席をお願いする。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

それでは、本日の審議はすべて終了した。これをもって平成18年第11回教育委員会定例会を閉会する。ありがとう。

閉会 午後2時33分